

シリーズ地籍調査！ その3



ちせきちょうさ 地籍調査の進め方

地籍調査は一定の地区ごとに行い、次のように進めていきます。

1. 地籍調査の実施計画を作ります



現在の公図と登記簿の確認等と、いつ、どの地域を調査するかなどの計画を作ります。

2. 説明会を行います



調査を行う地域の住民の皆様にご集まりいただき、調査の内容やその必要性について、説明会を実施します。

いっぴつちちょうさ 3. 一筆地調査を行います



— 境界確認 —

— 境界杭設置 —

一筆ごとの土地について、土地所有者の皆様と立会いを行い、所有者、地番、地目、境界を確認します。確認した境界には、杭を設置します。この杭は、将来にわたって各筆ごとの土地の境界（筆界）を示す大切な杭となります。

地籍調査においては、この一筆地調査が大変重要となります。

4. 確認した境界の測量をします



境界の測量を行い、一筆ごとの面積を測定します。測量した境界は地球上の座標値で表わされることとなります。

5. 地籍調査の結果を確認していただきます



— 地籍図と地籍簿の閲覧 —

調査と測量により作成した地籍図と地籍簿を皆様に確認していただきます。ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

6. 地籍調査の成果を登記所へ送付します



法務局（登記所）で公図、登記簿が、地籍調査の結果に沿って書き改められます。以後、登記所では地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。

— ちせきちょうさ
地籍調査！（あなたの土地を再確認）子や孫に悔いを残さず杭残そう！ —

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課用地係 ☎ 77-3618